



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

中川 裕幸

パテント誌の本号が発行される時点で、副会長としての役員任期の半分が経過しております。私が担当させていただいている附属機関、委員会の活動状況について、以下簡単に報告させていただきます。所属されている委員の皆さまには、それぞれの分野において精力的に活動していただき、この場を借りて御礼を申し上げます。

1. 研修所

研修所は我々弁理士がもっとも身近に接する附属機関ですが、以下の部会に分かれて、会員の研修企画、管理、さらに特許庁との連絡、交渉を担っています。

①実務修習部：弁理士試験合格者が弁理士としての実務能力を習得してもらうために登録前の実務修習を運営管理しています。現在は来年度の科目数や終了判定基準について特許庁との打ち合わせをうえて検討を行っています。

②実務養成研修部：実務修習後に、新人弁理士にさらなる実務能力を身につけてもらうため、「新人研修」などのステップアップ用の研修を企画運営しています。今年は、米国とヨーロッパの弁護士に依頼し、英語のみの授業を初めての試みとして企画しました。

③継続研修企画運営部：我々弁理士は5年間で70単位（うち10単位は倫理研修）の履修義務を負っていますが、この研修を企画運営しています。このうち集合研修は、関東支部、近畿支部、東海支部などの支部企画を含めて300講座を超えます。正副研修所長会議に同支部の研修担当者に参加してもらっており、全体

で意思疎通を図って企画を進めています。

④継続研修管理部／継続研修審査部：全会員の研修状況管理を行っています。今年度は弁理士ナビへの情報開示やe-ラーニングについて研修プランの提案を行う「研修の見える化」について検討を進めています。

⑤能力担保・倫理研修部：弁理士が訴訟代理人資格を獲得するため能力担保研修の運営管理、また全弁理士対象の倫理研修の運営管理を行っています。能力担保研修は弁護士の方々に講師をお願いしているため、日本弁護士連合会との連絡、またテキスト改正に鑑み、特許庁との連携を行っています。

⑥知財ビジネスアカデミー部：知財経営コンサルティング講座、知財戦略／経営戦略講座、情報解析知財調査戦略講座、知財契約・知財法務など、知財業務に関するハイエンドの講座を企画運営しています。今年度から大阪の講座を拡大して行っています。

⑦弁理士育成塾部：少人数の新人弁理士が特定のベテラン弁理士について、特許明細書の作成技術を勉強する弁理士育成塾を企画運営しています。前年度から始まった第1期が11月に終了し、第2期が来年3月に終了するため、卒業生へのOJT機会の提供や就職斡旋について検討しています。

2. 知的財産支援センター

副担当として第1事業部に関わらせていただいています。ご存知のとおり、本第1事業部は、小・中・高校生に対して知的財産制度や創作の大切さを教育する出張授業を行っている実績ある事業部ですが、今年度

は新たな試みとして学校の先生方に授業教材として直接使ってもらう素材開発を検討しています。普通高校向けの「知的財産権制度一般」と商業高校向けの「商標制度」の2本について、授業教材の企画を進めています。

3. 農水知財対応委員会

本年度は3つの部会に分かれて、諮問事項を検討しています。第1部会は弁理士がビジネスとして農林水産知財を扱う場合の支援体制の確立、第2部会は特許法による保護と種苗法による保護の関係についての調査、研究及び提言、第3部会は地理的表示の保護制度の導入についての調査、研究及び提言を担当しています。特に、今年度は「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（いわゆるGI法）が成立し、来年6月から農水省によって運用が予定されるなか農水省から担当者の来会を仰ぎ、商標委員会、貿易円滑化対応委員会などの他委員会とともに説明会を開催しました。引き続き会員には研修等を通じて情報提供を行っていきます。

4. 弁理士業務標準化委員会

本委員会は全会員に毎年配布される冊子「弁理士業務標準」を製作・管理する委員会です。今年度は特許法、意匠法、商標法などの法律改正に伴うメンテナンス作業の他、コンプライアンス委員会の協力のもと弁理士法改正に伴うチャイニーズウォールルールやダブルブランドルールを収録するように編集作業を行っています。

5. バイオ・ライフサイエンス委員会

本年度は4つの部会で、諮問事項を検討しています。第1部会はバイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査、研究及び提言、第2部会はバイオ関

連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査、研究及び提言、第3部会は日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査、研究及び提言、そして第4部会は存続期間延長登録に係る特許権についての調査、研究及び提言の検討を行っています。また、本委員会は、Myriad事件に端を発したUSPTOの審査基準改正に関するパブコメを国際活動センターとともに提出しています。

6. ADR 推進機構

本年度も4部会に分かれて諮問事項を検討しています。第1部会は本委員会を通して日本弁理士会が提言した「事業適合性判定事業の普及」を政策に生かすことについての調査、研究、第2部会は日本知的財産仲裁センターの利用促進に向けた活動等、第3部会は日本知的財産仲裁センター事業の国際化についての調査、研究、そして第4部会は日本知的財産仲裁センターにおける事業適合性判定事業の普及についての研究等を行っています。さらに、本委員会は日本弁護士連合会と共同で設立している知的財産仲裁センターとの協力について重要な役割を担っています。

7. 選挙管理委員会

来年度の会長・副会長選挙及び常議員選挙に向けて日程を決定し、投票選挙が行われる場合に備えて準備を行っています。

8. 継続研修履修管理委員会

本委員会は義務研修、必修研修のそれぞれについての未履修会員に対して処分決定を行う委員会です。各段階にある未履修会員に対して、厳正な審査のもとで処分決定を行っています。

以上